

## 協会通知

### 令和5年度「持続可能な経営支援事業(中小企業者対象)」の助成金について

一般社団法人 鳥取県トラック協会

#### 1. 助成事業の趣旨

一般社団法人鳥取県トラック協会では、世界的な燃料高・物価高や円安などで経営を圧迫し、自助努力にも限界に達し危機的な状況の中、県民の経済・産業や暮らしを守るため、物流を停滞させないように持続可能な経営運営支援を図る。

#### 2. 助成対象者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者(資本金3億円以下又は従業員数300人以下)であり、県内に本社を有する鳥ト協の会員事業者が、**令和5年度の4月1日から同年度の1月末日の間**に購入した対象消耗品に対し助成を行う。

#### 3. 対象経費

助成対象とする消耗品は、会員事業者で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用(緑ナンバー)貨物自動車に使用する「尿素水」「タイヤ」(消費税は除く)とする。

但し、他の補助金が交付された消耗品に対しては、助成対象外とする。

#### 4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額 前々年度対比(R3年度)又は前年度対比(R4年度)で、物価高騰等で上昇した消耗品費用の差額の2分の1とする。ただし、千円未満は切捨てとする。

但し、予算オーバーの時は、申請数に比率(総申請数分の各社申請数)を掛けて助成額を決定します。

(2) 予算枠 320万円

#### 5. 実績報告期限

最終報告期限：令和6年2月20日(火)

#### 6. 提出書類

① 持続可能な経営支援事業交付申請書兼実績報告書

② 販売会社が作成した対象経費の前々年度又は前年度の単価が分かる書類及び販売会社が作成した対象経費の今年度の明細が分かる書類

7. 申請をされる方は、交付要綱・報告書類等については、鳥ト協ホームページからダウンロードをお願いいたします。

URL：<https://www.torakyo-tottori.or.jp/member/josei.html>

お問合せ先 (一社)鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL 0857-22-2694